

富田林市自治体情報システム標準化・共通 化に係る情報提供依頼（R F I）実施要領

令和 7 年 1 0 月

1. 情報提供依頼の背景と目的

令和3年9月1日に「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」が施行され、全国の自治体では基幹20業務について、令和7年度末までに国が定める標準仕様に準拠したシステム（以下、「標準準拠システム」）へシステム移行することが求められていました。

その後、令和6年12月24日に閣議決定された「地方公共団体情報システム標準化基本方針」においては、従来「移行困難システム」と呼ばれていたものが「特定移行支援システム」として整理され、移行期間についても概ね5年の延長が可能とされました。

本市においては、法に基づいて、基幹20業務うち16業務について現行システムから標準準拠システムへの移行に向けて準備を進めているところであり、残り4業務についても移行により、システム導入や運用コストの削減、将来的なベンダーロックインの解消、行政サービス・住民の利便性向上、行政事務運用の効率化を実現することを目指しています。

この度、本市の特定移行支援システムを提供可能な事業者の有無、移行にかかる費用等の情報を調査し、今後の移行検討の基礎資料とすることを目的として、情報提供依頼を実施いたしますので、趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願いいたします。

2. 情報提供依頼の前提事項

下記の内容を前提事項とし、考慮したうえで情報提供をお願いします。

- (1) 令和8年度中（令和8年中を目途）の移行に向けたスケジュールを確保すること。
- (2) 本市同等以上の人口規模（10万人以上）の自治体にて、標準化対象業務に係る該当システムを導入・保守サポートをしていること。
- (3) 稼働から5年程度の利用とし、利用期間中に継続して運用・保守業務を提供できること。
- (4) 移行方式はシフト&リフトとし、原則ガバメントクラウド上に当該システムを構築すること。ただし、国が定める疎明資料を作成する場合は、独自のプライベートクラウドでの構築も可能とする。

3. 情報提供依頼のスケジュール

情報提供依頼に係るスケジュールは、次のとおりです。

(1) 質問票提出期限

令和7年10月30日（木）午後5時まで

(2) 質問事項への回答期日

令和7年11月6日（木）

(3) 回答票提出期限

令和7年11月14日（金）午後5時まで

4. 情報提供を依頼する内容

国から定める標準仕様書（デジタル庁 HP「地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化」〈https://www.digital.go.jp/policies/local_governments/〉）に準拠したシステムについて、情報提供を依頼するものです。費用等に関する事項を下記のとおり、回答してください。

なお、一つのパッケージで複数の業務に対応する（オールインワンパッケージの）場合は、同じ回答になる場合でも業務ごとに記載してください。開発元が異なる複数のパッケージの組み合わせにより情報提供していただいても構いません。

（１）回答様式

「（様式２）回答票」に記載してください。

（２）提出期限

「３．スケジュール」のとおりです。

（３）提出方法

「７．担当・問い合わせ先」の担当者宛にメールで送付してください。

・ 件名：「【システム標準化】RFI に関する回答（貴社名）」

・ 添付ファイル：「（様式２）回答票.xlsx」

５．情報提供依頼に関する質問

情報提供依頼に係る質問は、下記のとおり、お問い合わせください。

（１）質問様式

「（様式１）質問票」に記載してください。

（２）提出及び質問に対する回答期限

「３．スケジュール」のとおりです。

（３）提出方法

「７．担当・問い合わせ先」の担当者宛にメールで送付してください。

・ 件名：「【システム標準化】RFI に関する質問（貴社名）」

・ 添付ファイル：「（様式１）質問票.xlsx」

（４）回答方法

質問者に対して、質問票に記載していただいたメールアドレス宛てに回答します。

６．その他

・ 本市における現行システムは、「別紙 標準化対象業務に係る現行システム一覧（本 RFI 対象業務のみ）」を御参照ください。

・ 標準準拠システムへの移行は、令和８年度（令和８年中を目途）までに完了する必要があります。

・ 本件は、将来の調達・契約を保証するものではありません。

・ 情報提供に係る一切の費用は、提供者側の負担でお願いします。

・情報提供していただいた内容は本目的でのみ使用するものであり、提供者に断りなく第三者への配布は行いません。

・提供していただいた資料は、返却いたしません。

・情報提供していただいた内容に関して、後日問い合わせする場合があります。

7. 担当・問い合わせ先

後期高齢者医療

〒584-8511 大阪府富田林市常盤町 1-1

富田林市役所 健康推進部 保険年金課

T E L : 0721-25-1000 (代表)

メール : hoken-nenkin@city.tondabayashi.lg.jp

障害者福祉

〒584-8511 大阪府富田林市常盤町 1-1

富田林市役所 福祉部 障害福祉課

T E L : 0721-25-1000 (代表)

メール : fukushi@city.tondabayashi.lg.jp

介護保険

〒584-8511 大阪府富田林市常盤町 1-1

富田林市役所 健康推進部 高齢介護課

T E L : 0721-25-1000 (代表)

メール : kaigohoken@city.tondabayashi.lg.jp

生活保護

〒584-8511 大阪府富田林市常盤町 1-1

富田林市役所 福祉部 生活支援課

T E L : 0721-25-1000 (代表)

メール : s-shien@city.tondabayashi.lg.jp

標準化対象業務に係る現行システム一覧

No.	標準化対象業務名	現行契約先	パッケージ名
1	後期高齢者医療	富士通 Japan 株式会社	MCWEL
2	障害者福祉	富士通 Japan 株式会社	MCWEL
3	介護保険	富士通 Japan 株式会社	MCWEL
4	生活保護	富士通 Japan 株式会社	生活保護システム

